

[事案 2022-344] 新契約取消請求

・令和6年2月26日 裁定終了

<事案の概要>

クーリングオフを有効として既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年5月に銀行を募集代理店として契約した3件の終身保険について、以下等の理由により、クーリングオフを有効として、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)本契約の契約申込日は、改めて申込みの意思表示を行った5月23日であり、本契約のクーリングオフ期間は同日から起算されるため、同月29日に行った本契約のクーリングオフは有効である。
- (2)募集人は、契約申込日は5月23日であり、同日から8日以内がクーリングオフ期間であると説明した。この募集人の勧誘行為は、重要事項について事実と異なることを告げて勧誘したものであり、消費者契約法4条1項に抵触する。
- (3)本契約の合計一時払保険料は4941万円であり、引き受けられなかった契約（申立外契約）の一時払保険料も含めると、一時払保険料合計額は6588万円である。また、本契約は、14年間もの長期にわたり生存給付金受取人に暦年贈与を行う契約であり、中途解約すると多額の解約控除がかかる。このような通常の分量等を著しく超える分量の契約の勧誘は消費者契約法4条4項に抵触し、また適合性原則（保険業法300条の2・金融商品取引法40条1号）に違反する。
- (4)本契約をすべて中途解約した場合、合計120万円以上の解約控除がかかる。クーリングオフ期間を1日経過しただけでこのような高額な解約控除を保険会社が得るのは、保険会社に生ずべき平均的な損害額を大きく超える暴利である。本契約の解約控除は民法90条および消費者契約法9条1項に違反し無効である。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人からの要望に沿って、生前贈与ができる保険商品として本契約を提案した。
- (2)申立人は、本契約の申込書、意向確認書兼適合性確認書に署名し、その際、生存給付金受取人や死亡保険金受取人の記載も確認したことから、申込手続であることや申込内容を理解していた。
- (3)申立人は、5月23日に、募集人に対し一旦申込みを保留にしたいと連絡し、申立人の長男からは、「クーリングオフも視野にいれて母、妹と相談します」と話があった。募集人は同日、「本日から8日以内であれば」クーリングオフができるとは言っていない。その後申立人は募集人に対し、「私はこのままの申込みで良いと思っています」と述べた。
- (4)本契約の申込日は5月20日であり、契約締結前交付書面の手交日は3月3日および5月20日であるから、クーリングオフ期限は、5月20日を含めて8日後の同年5月27日までである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等確認するため、申立人および募集代理店責任者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。